

○ 財務省告示第六十一条第十一項の規定によつて、政府短期証券（第六百六十二回）に於ける規則（平成十一年大蔵省令第六号）の規定に基づき、平成二年二月十日より告示する。

國庫短期財務証券（第六百六十二回）に於ける規則（平成十一年大蔵省令第六号）の規定に基づき、平成二年二月十日より告示する。

の法律発行の名稱及び記述を以て、本件等を次とおり告示する。

四 発行方法
三 用振替法の適
二 一 条件等を次とおり告示する。

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用を平、第十項、第に金号法る参て札發によつて競争は受けるも日本銀行との振替法」といふ。○へ格競して行とし、の規下額市札格競い入の規定

八	七	六	五		
口 イ		口 イ			
額 最 扱		發		方 募	
低 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 金	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行	入 価 法 入 札 格 決 定	
面 金	札 格 第 參 市 発 競 I	札 格 第 參 市 発 競 I	札 格 第 參 市 発 競 I	行 争 の	
を 千 五 万 万 円 円 へ た だ し 、 す る 省 令 の 改 正 金 が 額	三 三 二 二 千 千 十 兆 円 四 二 八 十 万 千 六 二 九 億 千 百 三 六 八 千 百 十 七 円 八 百 七 九 億 七 十 千 七 六 万 百	額 億 額 面 八 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 三 二 千 兆 四 十 千 三 九 億 九 百 五 十 六	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 圏 別 応 ち 割 内 参 募 応 額 募 に 加 応 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 て い と 次 の 価 て い と 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 市 入 札 特 発 別 行 参 「 加 と 者 い う 第 」 I 非	

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九							
払 込 期 日	者 札 参 加	入 所 支 払	場 金 金 額	元 還 金 額	償 入 期 限	行 債 格 競	争 別 市 競	者 特 市 加	特 札 發 競	国 債 發 格	入 行 競 場	価 行 競 格	発 行 競 格	替 單 位
平 成 二 十 九 年 二 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を き き の 百 円	日 本 銀 行 額 を 百 支 金 行 額 と 、 九 円 払 は に う 、 期 つ 。 そ が 月 月 十 日	額 面 金 額 を き 償 還 金 額 を と 、 九 年 年 八 月 月 十 日	償 入 期 限	当 た 成 し 二 、 十 九 年 年 八 月 月 十 日	平 成 二 十 九 年 二 月 十 日	一 厘 面 金 額 の 百 円 ぞ に づ れ つ き の 百 円 募 十 一 錢	五 万 。整 數又 百 九 年 二 月 十 日	あ つ 円 と 場 合 の 記定 年 月 十 日	す の 載法 の 規す 倍は 年 金錄 月 額は 、 の の 施 る 振 の も の か	振 替 單 位			
受け た 者					に に		錢 二							